（定義）

第二条　この規則において「資料利用制限措置」とは、次に掲げる資料について国立国会図書館資料利用規則第八条第一項又は国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第三条の四第一項の規定により利用の制限をする措置をいう。

一　内容を公開することにより個人若しくは法人その他の団体の名誉、私生活の平穏その他の人格的利益で館長が定めるもの（以下「個人等の人格的利益」という。）を侵害することが裁判により確定した資料その他内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害するおそれがあると明らかである資料又は内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害するかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

二　著作権等（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に定める権利をいう。以下同じ。）を侵害して発行されたことが裁判により確定した資料その他著作権等を侵害して発行されたことが明らかである資料又は著作権等を侵害して発行されたかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

三　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条第一項前段に規定するわいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物若しくは同項後段に規定するわいせつな電磁的記録その他の記録（以下この号において「わいせつ物等」という。）に該当することが裁判により確定した資料又はわいせつ物等に該当するかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ（以下この号において単に「児童ポルノ」という。）に該当することが裁判により確定した資料その他児童ポルノに該当することが明らかである資料又は児童ポルノに該当するかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

五　次に掲げる機関若しくは法人（以下「国の諸機関等」という。）により発行された資料又は国の諸機関等のために発行された資料のうち、当該国の諸機関等の内部においてのみ利用される資料その他当該国の諸機関等が利用を認めた場合を除いて利用ができない状態にあると認められる資料であって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報その他これに類する情報として国の諸機関等の保有する情報の公開について定める法律、条例等に規定された情報を含むもの（第一号に掲げる資料を除く。）

イ　国の諸機関

ロ　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等

ハ　その保有する情報の公開に関する手続が条例等で定められている地方公共団体の諸機関又は国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十四条の二第二項各号に掲げる法人その他これらに準ずる法人

六　国の諸機関等以外の者により発行された資料（国の諸機関等のために発行された資料を除く。）のうち、当該国の諸機関等以外の者の内部においてのみ利用される資料その他当該国の諸機関等以外の者が利用を認めた場合を除いて利用ができない状態にあると認められる資料であって、その内容を公開することにより個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することが裁判により確定した資料その他その内容を公開することにより個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することが明らかであるもの（第一号に掲げる資料を除く。）

（基本方針）

第三条　資料利用制限措置をとるに当たっては、館が収集した資料が、国民の文化財として蓄積し、その現状を保存して将来にわたって広く国民に公開し、その利用に供すべきものであることに留意しなければならない。

2　資料利用制限措置をとるに当たっては、当該資料利用制限措置に係る資料について、廃棄、発行者等への返還、一部の削除、修正その他現状に変更を加える措置を行ってはならない。

（資料利用制限措置に係る申出）

第四条　資料の著作者若しくは発行者又は当該資料の内容に直接の利害関係を有する者は、当該資料が第二条第一号、第二号、第五号又は第六号に該当すると思料するときは、館長に対し、資料利用制限措置をとるよう申し出ることができる。

2　前項の申出をしようとする者は、館長に対し、資料利用制限措置申出書（当該申出に係る資料を特定する情報、第二条第一号、第二号、第五号又は第六号のうち当該資料が該当すると思料する規定、当該資料について求める資料利用制限措置の内容、当該資料利用制限措置がとられるべきであると思料する理由その他館長が定める事項を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

3　資料利用制限措置申出書には、必要と認める文書図画等を添付することができる。

（資料利用制限措置に係る決定等）

第五条　館長は、前条第一項の申出があったときは、当該申出に係る資料について審査の上、資料利用制限措置をとるかどうか及びこれをとることとした場合にはその内容を決定する。

2　前項の審査は、原則として、資料利用制限措置申出書及び当該文書図画等が添付されているときは、資料利用制限措置申出書（前条第三項の文書図画等が添付されているときは、資料利用制限措置申出書及び当該文書図画等）に基づいて行う。

3　館長は、第一項の審査を行うために必要と認めるとき又は当該審査の対象となった資料を利用に供することにより関係者の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、当該審査に係る決定がされるまでの間に限り、当該資料について、臨時に利用を制限する措置をとることができる。

4　資料利用制限措置のうち資料の利用の全部を禁止する措置は、いかなる条件を付しても当該資料を利用に供することが不適当な場合に限り、これをとることができる。

5　資料利用制限措置のうち資料の利用の一部を禁止し、又は利用について一定の条件を付する措置をとる場合における当該資料の利用を禁止する部分又は利用の条件の決定に当たっては、できるだけ当該資料の利用を妨げることのないようにするものとする。

6　館長は、資料利用制限措置をとる場合において、必要があると認めるときは、当該資料利用制限措置に期限を付することができる。

7　館長は、資料利用制限措置をとらないことを決定した場合において、必要があると認めるときは、当該決定に係る資料について前条第一項の申出があったことを表示する措置その他の利用者の注意を喚起するために必要な措置をとることを決定することができる。

8　館長は、第一項の決定をしたときは、当該決定に係る資料について前条第一項の申出をした者に対し、その決定の内容を通知するものとする。前項の利用者の注意を喚起するために必要な措置をとることを決定したときも、同様とする。

第六条　前条に定めるもののほか、館長は、通報その他の方法（以下この条において「通報等」という。）により次の各号のいずれかに該当する蓋然性があることを知ったときは、当該通報等に係る資料について審査の上、資料利用制限措置をとるかどうか及びこれをとることとした場合にはその内容を決定する。この場合においては、同条第三項から第七項までの規定を準用する。

一　資料の内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害することが裁判により確定したこと又は資料の内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害するかどうかについての訴訟が裁判所に係属していること。

二　資料について著作権等を侵害して発行されたことが裁判により確定したこと又は著作権等を侵害して発行されたかどうかについての訴訟が裁判所に係属していること。

三　資料が第二条第三号又は第四号に該当すること。

（資料利用制限措置の終了）

第七条　館長は、第五条第一項又は前条の規定により第二条第一号から第四号までに掲げる資料のうち裁判所に訴訟が係属している資料について資料利用制限措置をとることを決定した場合において、当該資料がこれらの規定に該当しないことが裁判により確定したことを知ったとき又は当該訴訟について判決が確定せずに終了したことを知ったときは、当該資料利用制限措置を終了するものとする。